

2018年11月19日

レオス・キャピタルワークス株式会社

代表取締役社長 藤野 英人

問合せ先： 取締役管理本部長 岩田 次郎 03-6311-6797

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「資本市場を通じて社会に貢献します」を経営理念としております。当社は、この経営理念の実現と、中長期的な株主価値の最大化の実現を経営の基本方針としており、この基本方針に基づき持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて規律付けるための仕組みとしてコーポレート・ガバナンスを位置づけております。このような仕組みの一環として、当社は、公開会社として、会社法で求められる機関の設置に加えて、フィデューシャリー・デューティー委員会（以下「FD委員会」といいます。）等の任意の仕組みを活用することによりコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

わたしたちは、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守いたします。

また、わたしたちは、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ・コードを受け入れ、企業との建設的なエンゲージメント活動を行っております。企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を自ら目指すとともに対話を通じて促すという両方の責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

株主の権利が実質的に確保される対応として、定時株主総会の開催日を多くの株主にご出席いただくことができる日程を設定する予定です。また、議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画するとともに、ホームページに招集通知を掲載いたします。加えて、インターネットによる議決権行使および機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も検討してまいります。

当社は支配株主を有しておりますが、少数株主の利益保護のため、取締役の構成において支配株主の役員以外の方が多数を占めることを経営方針としております。また、支配株主グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保さ

れる場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行なうこととしております。このようなことから、支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行なうような状況にはありません。

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、様々なステークホルダーとの適切な協働が不可欠であると考えます。わたしたちの目指す投資文化の醸成と浸透のために、ファンドマネージャーやアナリスト、営業・マーケティング担当者が全国のお客様や販売会社の販売員と直接お会いし投資の意義や重要性などをお伝えしております。また、投資先企業に対しては、責任ある機関投資家として、スチュワードシップ・コードに基づく建設的な対話を実践しております。そうしたステークホルダーと適切なコミュニケーションをとるためには、従業員と想いを共有することが大切であり、研修等を通じて経営理念、行動指針および価値観（バリュー）の浸透を図っております。

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

投資家保護や資本市場の信頼性維持の観点からも適切な情報開示と透明性の確保は必要不可欠であり、投資者が投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示していくことを基本姿勢としています。金融商品取引法および東京証券取引所が定める有価証券上場規程に基づいた情報開示を行なうこととし、該当する情報の開示を EDINET または TDnet にて開示するとともに当社ホームページにおいても速やかに掲載いたします。また、金融商品取引法および有価証券上場規程に該当しない事項についても積極的な開示を行なう方針です。

基本原則4 取締役会等の責務

経営の執行に関し、迅速な経営判断を行なうため、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および定款に定められた事項のほか、重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を付議しております。また、監督機能の強化または監査役の監査機能強化のため、社外取締役および社外監査役は重要な役割があると考えております。社外取締役は、議決権を有する取締役の一員として、審議および決議に参加することで、取締役としての監督機能の向上に努めております。加えて、社外監査役による取締役会での発言は経営の客観性、適正な取締役会の運営に貢献しております。社外取締役または社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては、経歴やわたしたちとの関係を踏まえて、経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、また会社法および株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

基本原則5 株主との対話

株主や投資家との対話は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け極めて重要な位置づけと認識

しております。運用会社は経済環境、特に株式市場に影響を受け易い業種であるため、経営陣自らが中長期的な考え方を伝える必要があります。会社をより一層知っていただく事業説明会や動画による配信、また、機関投資家向け IR 面談などを積極的に行なう方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 IS ホールディングス	6,434,500	53.5
株式会社 3A	1,453,800	12.1
遠藤 昭二	1,427,300	11.8
藤野 英人	1,080,000	8.9
湯浅 光裕	841,000	7.0
遠藤 美樹	360,000	3.0
WM グロース 3 号投資事業有限責任組合	152,500	1.2
村井 眞一	146,400	1.2
岩田 次郎	108,000	0.9
横尾 和也	9,000	0.0

支配株主名	遠藤 昭二
-------	-------

親会社名	株式会社 IS ホールディングス
親会社の上場取引所	—

補足説明

当社の親会社である株式会社 IS ホールディングスは、株式会社 3A の子会社であるため、株式会社 3A も当社の親会社に該当します。

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

—

4. 支配株主との取引を行なう際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社においては、少数株主の利益保護のため、取締役会の構成において支配株主の役職員以外の者が過半数を占めることを取締役候補者の指名方針としております。また、当社の事業は支配株主グループの各企業の事業とは競合しておらず、同グループには当社投資信託の販売会社としてパートナー関係にある企業も存在します。また、当社は支配株主グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行なうこととしております。このようなことから、当社が支配株主グループの影響を受け、支配株主グループに有利な取引、投資、事業展開を行なうような状況にはありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

藤本 隆	他の会社の出身者													
松本 守祥	他の会社の出身者							○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 隆	○	苫小牧港開発(株) 代表取締役社長 (株)中野サンプラザ 代表取締役社長	金融業界における幅広い経験と豊富な知識を有しており、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。また、同士と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
松本 守祥	○	日本アジア投資(株) 代表取締役 WM パートナーズ(株) 代表取締役会長	日本のみならず海外への成長投資に対して深い知見を有していることから、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の合理性を確保するための助言・提言を得られると判断し選任しております。また、同士と当社との

			間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しました。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名以内
監査役員の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社では、取締役の職務執行に対する監査のため、監査役3名（うち、常勤監査役1名）で構成する監査役会を設置しております。監査役会は、監査の向上を図るため、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べており、常勤監査役は社内的重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。さらに、監査役は、会計監査人および内部監査室と積極的に情報交換を行ない、相互に連携を密にすることで、監査の実効性の確保を図っております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加賀谷 達之助	公認会計士													
安田 和弘	弁護士				△									
和田 耕児	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加賀谷 達之助	○	—	監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しているとともに、他社で社外監査役を務めた経験も有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができると判断しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
安田 和弘	○	—	弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査するこ

			とができると判断しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
和田 耕児	○	—	監査法人に長年勤め、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しているとともに、金融業界における幅広い経験も有していることから専門的見地を活かし、独立的な立場から経営を監査することができるかと判断しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員を資格を充たし、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、独立役員を選任しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、当社の業績向上のための士気向上を目的として実施したものです。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、各役員の担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として総合的に勘案し決定しており、また、報酬体系は、基本報酬、業績連動報酬、個別評価報酬の 3 種に大別されます。今後、役員の報酬等の総額が 1 億円以上となる可能性があり、その場合は個別報酬の開示を行なう予定です。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役と社外監査役へのサポートは、社長室および総務部で行なっております。取締役会資料は各部室で作成後に社長室でとりまとめを行い、原則として事前配布した上で社外取締役、社外監査役が十分に検討する時間を確保しております。また、監査役会資料につきましては、総務部より原則として事前配布した上で社外監査役が十分に検討する時間を確保しております。
--

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等 退任日	任期
—	—	—	—	—	—

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

—

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役・取締役会

当社では、業務の執行に関し、迅速な意思決定を行なうため、取締役6名で構成する定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を審議・決定しております。

監査役・監査役会

当社では、取締役の職務執行に対する監査のため、監査役3名(うち、常勤監査役1名)で構成する監査役会を設置しております。監査役会は、監査の向上を図るため、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べており、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。さらに、監査役は、会計監査人および内部監査室と積極的に情報交換を行ない、相互に連携を密にすることで、監査の実効性の確保を図っております。

フィデューシャリー・デューティー委員会(以下、「FD委員会」という。)

当社では、お客様本位の業務運営を実現することを目的として、委員5名(うち、社外有識者3名)から構成されるFD委員会を設置しております。FD委員会は、原則として四半期に1回開催し、委員は、チーフ・インベストメントオフィサー、ファンドマネージャー、営業本部長などから受けた顧客の利益追求、利益相反の管理等に関する取組状況・活動状況の報告に対して、意見を述べております。また、当社は各委員に対し、運用・営業・管理に関する取組状況・活動状況の報告を月次で行なっています。当社では、チーフ・インベストメントオフィサーおよびファンドマネージャーの指名に際して、FD委員会の評価および提案の尊重義務を課しております。また、FD委員会の実施状況、委員から出された意見、助言、評価、提案等は、取締役会に報告されます。

内部監査

内部監査については、業務執行から独立した組織として代表取締役社長直轄の内部監査室を設けており、専任の内部監査室担当者3名および兼任の内部監査室担当者1名が年度毎に定めた内部監査計画に沿って、当社全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性およびコンプライアンスの状況についての監査を実施しております。内部監査室は、監査結果につき、内部監査報告書を作成の上、代表取締役社長、取締役会、監査役会等に報告を行ないます。また、改善の必要がある項目に関しては、被監査部門等に対して改善を指示し、その後の改善状況を適切に管理する等、監査結果を踏まえた改善対処を行なっております。また、適宜、会計監査人および監査役と打合せを行なっており、監査効率の向上を図っております。

会計監査人

当社は、会計監査人として、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営理念の実現と、中長期的な株主価値の最大化の実現を経営の基本方針としており、この基本方針に基づき持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて規律付けるために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が必要不可欠と考えております。

特に、当社は、優れた運用実績と知名度を兼ね備える代表取締役社長が、チーフ・インベストメントオフィサーやファンドマネージャーを兼ねる体制とすることで、お客様の増加のみならずお客さまの最善の利益の追求を図ることが可能であり、このことが当社の中長期的な企業価値向上につながると考えています。そのため、当社の持続的な成長と中長期な企業価値の向上を図る観点から、取締役会が代表取締役社長を含む取締役の業務執行を実効的に監督するために FD 委員会等の任意の仕組みを活用するとともに、代表取締役社長を含む取締役の業務執行の適正を確保するために、独立性の高い監査役が代表取締役社長を含む取締役の職務執行の監査を行なうことが望ましいため、以上の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送を行える体制整備に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定については、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成等を注視しながら、今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにて公開予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第 2 四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり／なし
IR 資料をホームページ掲載	ホームページ内に IR サイトを開設し、有価証券報告書等、適時開示書類、IR ニュース等々を掲載してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	社長室・総務部・経理財務部を中心に実施してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	—
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かり易く公平かつ適時・適切に提供すること」を実践してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスにかかる基本方針を策定し、取締役および使用人が法令および定款および社会規範を遵守した行動を取る為の行動規範とする。
 - (2) コンプライアンスの徹底を図る為、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、同部が中心となって取締役および使用人全体の教育等を行なう。
 - (3) 内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。
これらの活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
 - (4) 当社は、内部窓口を監査役、外部窓口を法律事務所とする内部通報制度を設置し、制度を取締役および使用人に対して周知する。内部通報を行なった者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 代表取締役は、管理本部長に対し取締役の職務執行に係る情報である取締役会議事録、株主総会議事録等の保存および管理の統轄を命じ、管理本部長はこれら記録の保管充実を図る。
 - (2) 取締役および監査役は、社内規程に従い(1)の記録を常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社のリスク管理体制の構築および運用方法を定めた規程を制定する。
 - (2) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門長が、また組織横断的リスク状況の監視および全社対応は代表取締役社長と管理本部長が実施する。
 - (3) 上記のリスク管理の状況については、定期的に取り締役会に報告し、必要に応じてすみやかに対策を検討する。
 - (4) 内部監査室は、当社全体のリスク管理体制について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は経営計画を策定し、代表取締役は、その実現のため常勤取締役以下の役職員の具体的業務活動を統轄する。
 - (2) 取締役会は原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催するものとし、事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行なう。
 - (3) 代表取締役は、コーポレートガバナンスを徹底するために、取締役会で経営計画と事業活動の実施状況とを比較分析し、具体的な状況下での問題点等を明確にして、経営情報の共有化、意思決定の経路の確認をはかる。
 - (4) 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化をはかる。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備につとめる。

5. 当社およびその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 支配株主グループとの取引は原則行なわないこととし、取引を行なうこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行なう。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はこれに対応する。当該使用人の選定および管理の方法は、監査役の同意を得る。
- (2) (1)により選定された使用人は、監査役の命令にしたがいその職務を遂行する。
- (3) 当該使用人の任命、異動、人事考課等は、監査役の同意を得る。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- (1) 監査役は取締役会等重要と思われる会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。また、取締役および使用人に対して口頭または文書による業務報告を求め、必要に応じてその基礎資料を徴求する。
- (2) 取締役および使用人は、取締役会その他の重要会議を通じて、または直接監査役に対して法定の事項に加え、次の事項について定期的またはすみやかに報告する。
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 毎月の経営状況として重要な事項
 - ③ 内部監査およびリスク管理に関する重要な事項
 - ④ 重大なコンプライアンス違反事項
 - ⑤ 外部からのクレームでリスク管理に関する重要な事項
 - ⑥ その他コンプライアンスに係る重要な事項
- (3) 監査役へ報告を行なった取締役および使用人に対し、当該報告を行なったことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役および使用人に対して周知する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないとい認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、代表取締役、

内部監査部門および会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

- (2) 監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。

10. 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- (1) 財務報告の作成にあたっては、法令および公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- (2) 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行なうとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力への対応要領」において、当社役職員は、市民社会の秩序と安全を確保し、当社への信用と信頼を守るため、断固たる決意と行動で反社会的勢力を排除することを宣言しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しています。

①新規顧客、取引先、株主、従業員について

原則として、民間の調査機関のデータベースを使用し反社会的勢力との関係を調査します。取引の開始時には各種契約書には「反社会的勢力との関係がないこと」の表明保証や「関係を持った場合」の解除といった反社会的勢力排除条項を明記することにしてあります。

②既存取引先

①と同様に民間の調査機関データベースを使用し、調査しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

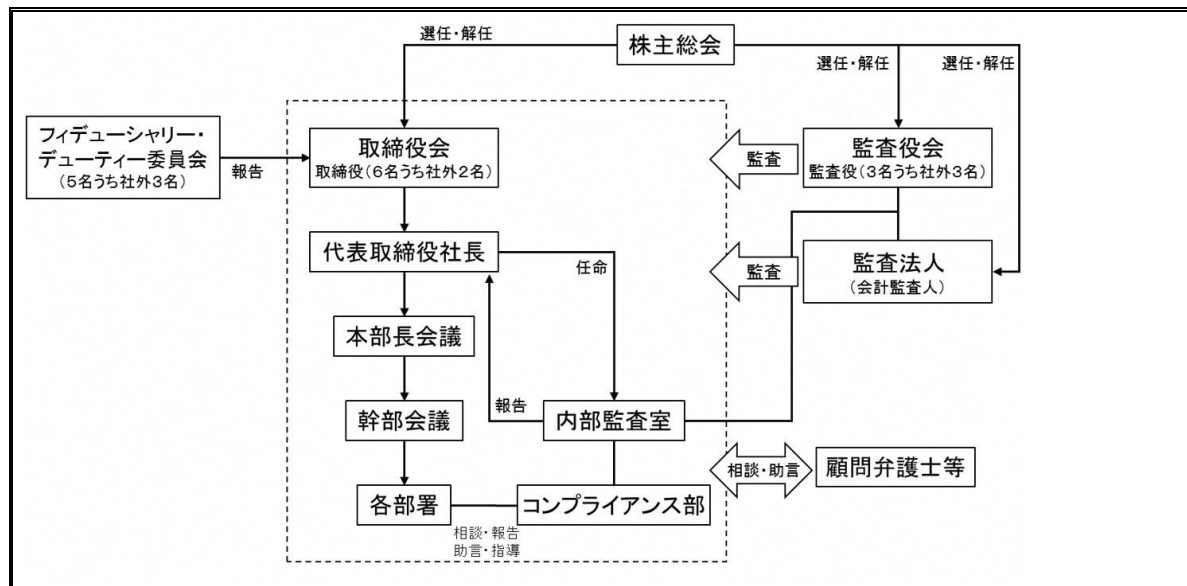
該当項目に関する補足説明

買収防衛策を導入しておりませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

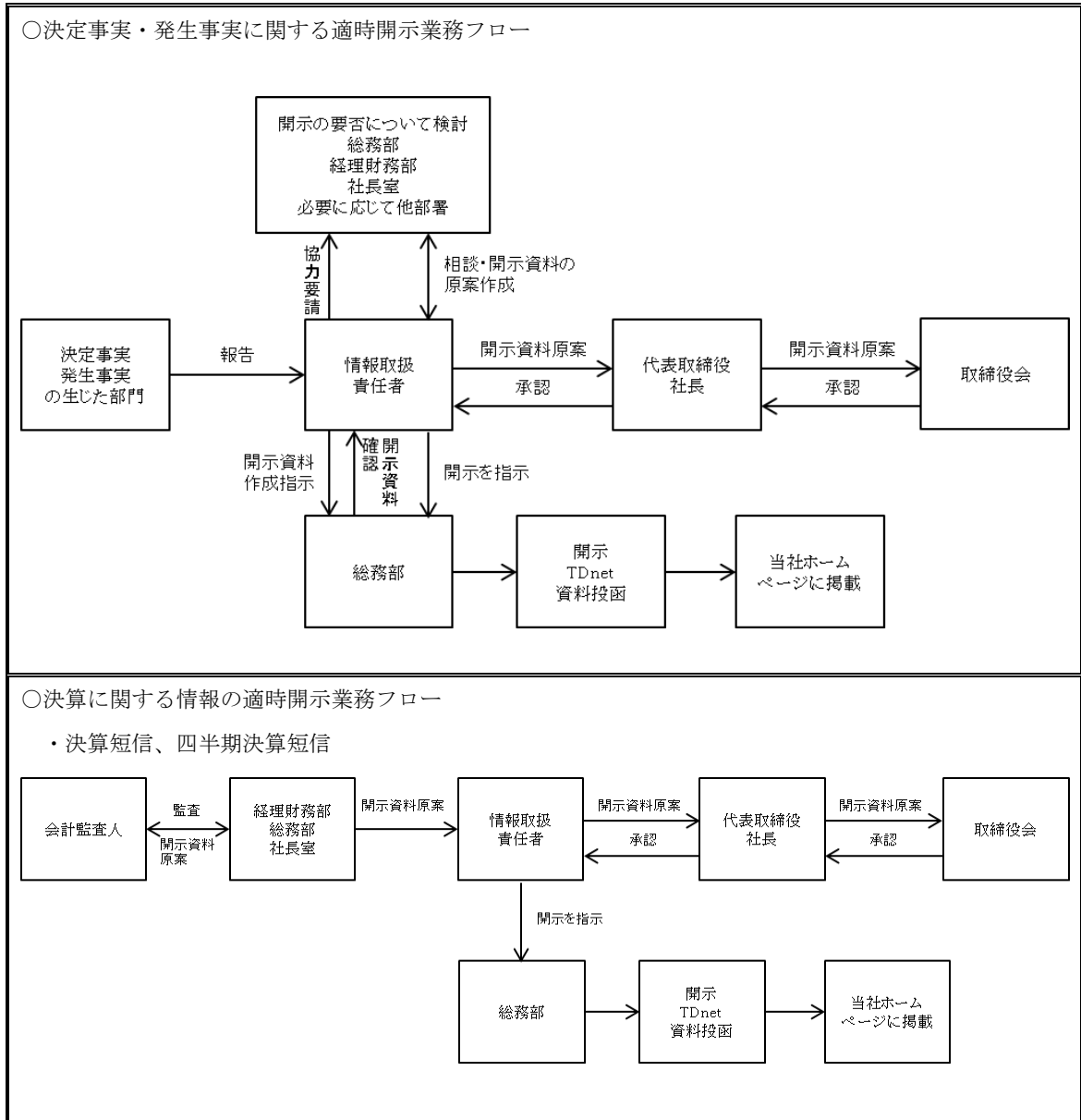
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上